

第2回 東日本大震災を踏まえた仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方に係る検討会 議事概要

1 日時

平成24年10月16日（火） 13時00分から15時00分

2 場所

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
経済産業省 別館10階 1042号会議室

3 検討会委員（五十音順、敬称略）

大谷英雄（座長）、小林恭一（座長代理）、青戸久明、大曾根徳明、大滝和良、車塚和彦、越谷成一、佐藤雄二（大竹委員代理）、佐藤義信、紫竹益吉、胎中利夫、西晴樹

4 議事内容

議事内容については以下のとおり

(1) 実態調査結果について

資料2-2により同業務を受託した危険物保安技術協会から説明が行われた。

【座長】実態調査の対象について、震度別により回答内容の違いはあるのか。消防本部についても、消防本部自体に被害があったのか分かるとよい。

【座長】津波で上屋が流された給油取扱所では地下貯蔵タンクに水が入って使えない状態となったのか。

【委員】上屋も流されるような場所は道路も破壊されて近づけないので、施設として使いようがなかったのではないか。

【委員】地下貯蔵タンクに海水が入っていても上下に分離するので、海水の上部の油を吸い上げ、避難者に提供したところもあると聞いている。

【委員】本来ならば、仮貯蔵・仮取扱いの対象となり得るものでも、申請できなかったものも含まれていると考える。今後の震災への対応を考えるにあたり、実態調査報告書をうまく活かしてほしい。

(2) 仮貯蔵・仮取扱い等の課題について

資料2-3、資料2-4により事務局から説明が行われた。

【委員】資料2-2の報告書において、仮貯蔵・仮取扱いによらない臨時的な貯蔵・取扱いが22事例あったが、事故は発生していないという結果がある。これは、消防機関の指導がなくても、危険物取扱者がその知識でしっかりと対応したということだと思う。

【座長】臨時的な貯蔵・取扱いについて「申請は必要がないと判断した」とあるものは、ほとんどが給油取扱所での事例であり、資料2-3の「4. その他」に該当するものと思われる。

【委員】仙台市消防局では、給油取扱所については防火堀に囲まれ一定の安全が確保されるとの判断から、固定給油設備からの給油、地下貯蔵タンクからの給油については仮貯蔵・仮取扱いの承認申請をしなくてもよい旨を石油元売り、石油商業組合等にFAX等により通知した。本調査でも申請が出ていないものは、恐らく、普段の取扱いの延長的な意味合いとして捉えられたのではないか。

【委員】津波等の被害で交通や通信が途絶すると、通知が出されても事業所に伝わらないことに留意すべきである。

【事務局】今回の調査では、消防本部側も危険物施設で臨時的な取扱いが行われる可能性があると判断している事例もあり、実態上でも、消防本部と事業者間における危険物取扱いの範囲についての認識のずれはあまりないのではと思っているが、今後、事業者、消防本部間で詳細を整理していくことが重要であると思っている。危険物施設の実

態や相手感、事業者の体制、予防規程の整備状況等いろいろな違いがあるので、今回の検討会で完全な結論を出すのは難しく、施設ごとに検討していくのがよいと思う。

【委員】資料2－3の制度面に係る論点について、消防庁としては消防法改正も考えているのか。

【事務局】現行消防法上は手続等の制約は少なく、幅広く対応することが可能である。現段階では、追加的な法律上の措置は必須ではないと思っている。

【委員】この検討会は大震災、自然災害の発生時を対象としており、個別の事故対応における仮取扱い等は検討範囲には入っていないということでよいか。

【事務局】個別事故対応は検討範囲ではない。

【委員】資料2－4の文献調査の部分で、ガソリン等をドラム缶から給油する場合の事故事例、実験結果はあるのか。

【事務局】事故事例は調査の必要がある。実験についてはあまりないようである。ただ実際にドラム缶を燃やすような実験は、かなりの危険を伴うので、シミュレーションが基本と考えている。

【委員】仮貯蔵・仮取扱いを行うにあたり何らかの手続きが必要なのか、必要無いのかが大きな論点ではないか。

【事務局】今回の調査では、電話でとりあえず承認をしておいて、書類提出や現場確認は事後でやっているケース等もある。また、危険物施設に存する危険物の取扱いであれば、施設の申請者（運営者）と消防側が事前に協議し承認が得られる範囲まで詰めておくことで解決できるのではないか。一方、危険物施設以外の場所において外部から危険物が運び込まれる場合は、ある程度連絡手段がある段階とも考えられる。いずれにせよ、事前に状況、場所を整理しておけば、細かい手続きは後回しにして、電話等での即時承認等も可能となるのではないかと考えている。

【委員】震災後3日くらいはどうしようもない状況であるので、現実には手続きを行うことは難しいのではないか。また、連絡手段がない状況で違法行為のおそれから許可の取り消しを意識し何もできないという迷いがないようにしなければならない。一方で最低限の安全も担保しなければならない。形式的でもいいから電話ということではなく、もう一歩進んだ制度設計ができないか。

【座長】何らかの手続きがないと制度として仕組むのは相当難しいのではないか。

【委員】法律面に関しては、あまり細かく仕組むとかえって硬直的になるおそれもあり、運用で対応する形がよいと思う。今回の震災を踏まえて、より安全な危険物の取扱い方法をまとめることにとどめるのが良いのではないか。

【事務局】危険物施設においては、臨時的な取扱いについて法令上ある程度弾力的に運用することが可能と認識している。一方で、危険物施設以外の場所で危険物の貯蔵・取扱いを行う場合は、安全を担保するベースがないため、何ものにも認めるとは難しいのではないか。

【座長】危険物施設において危険物取扱者が何らかに関与しているものは、事前に安全担保についてある程度審査をする等の対処はできるが、それ以外の場所については難しいのではないか。

【委員】今回は事故が起きなかったが、例えば、ガソリンが爆発した事故が1件でもあったら社会の見方も変わってしまうので、そのあたりは慎重にする必要がある。

【事務局】屋内でガソリンの取り扱いをしていて指導した事例も報告されていたので、安全確保を確認することは必要と考える。

【委員】大規模施設では資料2－3、（2）の事例がほとんどであり、仮設配管を設置して危険物を抜き出すため、消防本部に相談し仮取扱いを行った。この場合と、かなり緊急的に危険物の取扱いを行わなければならない場合とを一緒に整理するのはいかがなものか。

【事務局】（2）は手法的に確立しているので、ガイドライン的に一般ルールとして整理できるのではいか。

【委員】地震直後は人命救助優先であるので、事前に何かしらの取り決め、予防規程なりで事前に決めておくことで事務手続きの簡素化が可能ではないか。危険物施設以外の場

所に危険物が外から運び込まれる場合は、危険物取扱者が不在の場合も考えられるので、事前に必要な措置についての取り決めがあれば、地元の消防本部も楽だと思う。少し落ち着いた頃に入ってくる場合は、最低限の手続きについて議論ができるかもしれない。

変圧器の場合は、何年かに1回は定期修理という形で油を抜き取っており、事業者も概要を十分把握している。また、震災直後ではなく時間的余裕もあるので、事前に取り決めをしておけば、最低限の事務手続きでできると思う。

【委員】消防機関が被災し、1週間、2週間経っても事務体制が整わなかったところもあるがどのように考えるのか。

【事務局】事務処理自体ができないというのは、庁舎ごと流されたような事例である。それ以外についてはそれなりに早期に対応体制ができていていると思う。庁舎が流されるような場合は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いに限らず、消防機関の事務代行的な考え方等、より大きい枠で議論しなければならない話になる。

【座長】時間的に震災直後と震災から少し経ったものとを分ける必要があるのではないか。アンケート調査結果でも、変圧器の事例等では時間的な傾向がでているので、分けて考えた方がよいのではないか。

【委員】震災後3日までの範囲内で制度論を議論するのは現実的ではないと思う。何が危険であるかについて、平時に教育し、後は運用にまかせるしかない気がする。

【事務局】実質的な安全を確保するための仕組みをどのように作るのかが目的と考えている。実態調査でも、今回の震災でたくさんの一般市民が携行缶を持って給油取扱所にやってきたことについて、事業者回答の中にはこの人達が安全に取り扱えるのかという不安を感じたとの事例もあった。消防庁としても震災後には啓発的な意味で危険物の取扱いに関するメッセージを出したが、知識が無い状態での危険物取扱いを野放しにすると、火災発生の危険性に結びつくおそれ大きいと思う。

【委員】危険物施設は経験も知識もあるので、通常の範囲を超えてもある程度安全も担保されている。危険物施設以外の場所に外部から運び込まれる場合は、安全を担保されない可能性も考えられるため、分けて考える必要があると思う。

【座長】臨時で行う仮貯蔵・仮取扱い場所に、危険物取扱者がそもそもいるのかという問題もある。

【事務局】多くのケースで危険物取扱者の立会の指導がされているが、発災直後には確保することが難しい場合もあると思う。その場合は、知識の無い人がやれる範囲について、どの程度なのか議論しておくという話になると思う。

【座長】時期的な問題、危険物施設は別に考えるという意見、どのレベルの人が取扱いするのかといった問題もあるので、これらについて分けて議論した方がよいと思われる。今日の議論を踏まえつつ、基本的には資料2-3の方向で詳細を詰めていくということにしたいがよろしいか。

【委員一同】異議なし

(3) その他

【事務局】技術的検証は専門業者に発注しなければならないので、早急に発注業務に入りたい。今日のご意見を踏まえながら、次回に向けてさらに詳細を整理したいと考えている。

次回の日程については、技術的な検討資料も含めて用意して開催したいので、ある程度準備ができた段階で、改めて日程調整をしたいと考えている。